

# 兵庫県公報

令和元年11月29日 金曜日 第6号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

- 卸売市場条例の廃止により、同条例に基づく地方卸売市場の開設の許可等に係る手数料が廃止されること及び使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、卸売市場法に関する手数料として地方卸売市場認定申請手数料が新設されることに伴い、兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。
- 警察手数料徴収条例の一部改正により、道路交通法に関する警察手数料のうち、運転免許証再交付手数料の額が改定されること等に伴い、証紙の種類について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第25号

#### 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項中50の2を50の3とし、50の次に50の2として次のように加える。

#### 50の2 卸売市場法に関する手数料

##### 地方卸売市場認定申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項中4を削り、5を4とし、6から8の2までを5から8までとする。

##### 別表第2中

「  
1,150円  
」

を  
「  
1,150円  
1,200円  
」

に、  
「  
1,550円  
」

を

「

1,550円
1,600円

」

に、

「

2,350円
--------

」

を

「

2,350円
2,400円

」

に、

「

3,100円
--------

」

を

「

3,100円
3,200円

」

に、

「

3,350円
3,500円

」

を

「

3,350円
--------

」

に、

「

3,900円
--------

」

を

「

3,900円
4,000円

」

に、

「  
5,100円  
」

を

「  
5,100円  
5,600円  
」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項中50の2を50の3とし、50の次に50の2として次のように加える改正規定 令和元年12月21日
- (2) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項中4を削り、5を4とし、6から8の2までを5から8までとする改正規定 令和2年6月21日